



島根県報

平成25年12月20日（金）
号外 第 172 号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	4
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（市 町 村 課）	5
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（文化国際課）	7
島根県介護保険審査会条例の一部を改正する条例	（高齢者福祉課）	8
島根県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	（河 川 課）	9
県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例	（審査指導課）	10
島根県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例	（警 察 本 部）	11

公布された条例等のあらまし**◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）**

1 条例の概要

災害派遣手当の支給対象職員に、大規模災害からの復興に関する法律の規定により本県に派遣された職員のうち、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する職員を追加することとした。（第15条の10関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 条例の概要

(1) 島根県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく事務のうち、建築基準法に規定する建築物に係る次の事務を江津市及び雲南市に権限移譲することとした。（第2条の表第8号関係）

ア 公共的施設に係る適合証の交付

イ 特定公共的施設の新築等の届出の受理

ウ イの届出をした者に対する必要な指導及び助言

エ イの届出をしないで特定公共的施設の新築等の工事に着手した者に対する勧告及び立入調査

(2) 農地法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市に権限移譲することとした。（第2条の表第31号関係）

ア 農地の転用の許可

イ 島根県農業会議の意見の聴取

ウ 国又は都道府県が農地の転用を行う場合の当該国又は都道府県との協議

エ 農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可

オ 国又は都道府県が農地等の転用のため権利を取得しようとする場合の当該国又は都道府県との協議

カ 立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転

キ 占有者への立入調査等の通知又は公示

ク 所有者等に対する損失の補償

ケ 島根県農業会議又は農業委員会からの報告の徴取

コ 違反転用に対する監督処分

サ 違反転用に対する原状回復等の措置又は公告及び費用の徴取

(3) 旅券法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（第2条の表第36号関係）

(4) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。ただし、1の(3)については、旅券法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第46号）

1 条例の概要

一般旅券の記載事項の訂正に係る手数料の規定を削除することとした。（別表3の項関係）

2 施行期日

旅券法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇島根県介護保険審査会条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 条例の概要

- (1) 要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数は、3人とする事とした。(第2条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第48号)

1 条例の概要

- (1) 流水占用料を納付しなければならない者に、流水の占用の登録を受けた者を追加することとした。(第2条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例(条例第49号)

1 条例の概要

当分の間、延滞金の割合は、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、納期限の翌日から1月を経過する日以降の期間にあつては特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間にあつては特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする事とした。(附則第4項関係)

2 施行期日

平成26年1月1日から施行することとした。

◇島根県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例(条例第50号)

1 条例の概要

- (1) 島根県留置施設視察委員会の委員の定数は、4人以内とする事とした。(第2条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 44 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第15条の10第 1 項中「第32条第 1 項」の次に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第 1 項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 45 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 8 号右欄中「建築物に係る事務」の次に「（建築基準法第97条の 2 第 1 項の規定により置く建築主事がかさどることとなる事務に係るものに限る。）」を加え、「及び安来市（浜田市、益田市、大田市及び安来市にあっては、建築基準法第97条の 2 第 1 項の規定により置く建築主事がかさどることとなる事務に係るものに限る。）」を「、安来市、江津市及び雲南市」に改め、同表第31号右欄中「松江市」の次に「、浜田市」を加え、同表第36号左欄中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)から(14)までを(8)から(13)までとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表第36号左欄の改正規定は、旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条の表第 8 号の規定（江津市及び雲南市に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号）に基づきなされた届出その他の行為に係る事務の処理について適用し、施行日前に同条例に基づきなされた届出その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際農地法（昭和27年法律第229号）に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法に基づき知事

に対してなされた申請その他の行為のうち、改正後の条例第 2 条の表第 31 号左欄に掲げる事務で施行日以後においては浜田市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、それぞれ浜田市長のした処分その他の行為又は浜田市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 46 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県手数料条例別表 3 の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

島根県介護保険審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 47 号

島根県介護保険審査会条例の一部を改正する条例

島根県介護保険審査会条例（平成11年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（委員の定数）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 法第189条第 3 項に規定する合議体を構成する委員の定数は、3 人とする。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

島根県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 48 号

島根県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

島根県流水占用料等徴収条例（平成12年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「許可」の次に「又は法第23条の 2 の規定による流水の占用の登録」を加える。

第 3 条第 1 項第 1 号中「第23条又は第24条」を「第23条本文」に、「若しくは」を「の占有又は法第24条の規定による」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 49 号

県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例

県税外収入金の延滞金徴収に関する条例（昭和27年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項を次のように改める。

- 4 当分の間、第 2 条第 1 項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年 7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の県税外収入金の延滞金徴収に関する条例附則第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

島根県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 25 年 12 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 50 号

島根県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

島根県留置施設視察委員会条例（平成19年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第21条第 6 項」を「第21条第 4 項」に、「組織」を「委員（以下「委員」という。）の定数及び任期その他委員会の組織」に改める。

第 2 条第 1 項中「委員会の」を削り、「4 人」を「4 人以内」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。